

児童扶養手当辞退届

(ふりがな)		生 年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日
氏 名			
住 所	守谷市 TEL ()		
辞 退 理 由 ※該当する理由に ○を付けてください	1 受給資格者本人の所得が、所得制限限度額を下回る見込みがなく、手当が今後も全部停止となる見込のため		
	2 同居の家族(扶養義務者)の所得が、所得制限限度額を下回る見込みがなく、手当が今後も全部停止となる見込のため		
	3 公的年金等を受け取っていることにより、手当の支給が今後も発生しない見込みのため		
	4 その他 ※4の場合、以下に辞退理由を詳細にご記載ください。		
辞 退 す る 月	令和 年 月分以降の手当		
確 認 ・ 同 意 事 項 ※確認のうえ、 ☒ を お 願 い し ま す	以下について確認し、同意します。 ☐ 辞退後、所得等の修正申告を行ったことにより、所得制限限度額を下回った場合でも、辞退の撤回はできません。再度認定請求が必要です。 ☐ 辞退後、児童扶養手当の認定が改めて必要となった場合には、再度認定請求書を提出する必要があります。 ☐ 再度認定請求を行う場合、支給開始は申請をした翌月からとなります。(辞退日まで遡っての認定にはなりません)		
上記のとおり、児童扶養手当を辞退します。 令和 年 月 日 守谷市長あて 氏名			

受 付 印					
		受 付		入 力	

証書番号